

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約第 5 回締約国会議（結果概要）

平成 24 年 12 月 19 日

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（以下、FCTC という）第 5 回締約国会議（COP5）が、平成 24 年 11 月 12 日から 17 日まで韓国・ソウルにて、140 か国以上の参加を得て開催された。我が国からは外務省（団長）、財務省、厚生労働省、消防庁からなる 8 名の代表団が本件会議に出席した。

これまでに、平成 17 年 2 月 27 日の FCTC の効力発生以降、締約国会議は 4 回行われており、暫定指針を含む 7 つの指針が採択されていた。

1 たばこ製品の不法取引廃絶のための議定書

(1) FCTC の下で作成された初めての議定書であり、FCTC 第 15 条に規定されるたばこの不法取引対策のために第 2 回締約国会議（COP2）で交渉開始が決定されて以来、5 回の政府間交渉（INB）及び数回の非公式会合を経て本年 4 月に条文案が暫定合意されていた。

(2) 本議定書は、大きく分けて（ア）たばこ取引の供給網管理（たばこ取引に関するライセンス制の義務化など）、（イ）たばこの不法取引関連行為の違法化、（ウ）国際協力の拡大（捜査互助、犯罪人引渡しなど） の 3 つの柱から構成される。

(3) 本議定書は、会議初日に全会一致で採択された。 議定書は 2013 年 1 月から署名のために開放され、40 か国の締結で発効する。

2 価格と課税に係る措置（FCTC 第 6 条）に関する基本原則及び勧告

第 4 回締約国会議（COP4）で設立された作業部会が提出した指針案に基づき議論が行われた。今次会議では、基本原則及び勧告のみについて採択された。 今後、新たに作業部会を設立し、改めて第 6 回締約国会議（COP6）に指針案の提出を目指すこととなった。

3 たばこ製品の含有物と情報公開に係る規制（FCTC 第 9/10 条）に関する暫定指針

本件暫定指針は、第 4 回締約国会議（COP4）において採択され、将来の締約国会議で段階的に追加の上完成させる予定となっていたものである。今次会議では、「たばこの毒性成分及び排出物に係る公衆への情報開示」及び「火災リスクに関する製品設計特徴（低延焼性たばこ）」に関する文章が採択され、本件暫定指針に追加されることとなった。

4 その他

(1) たばこ栽培に代わる経済的に持続可能な活動（FCTC 第 17/18 条）に関して、COP6 に政策上の選択肢及び勧告案の提出を目指すこととなった。

(2) FCTC の義務履行に係る責任（FCTC 第 19 条）および無煙たばこ及び電子ニコチン送達装置の防止や規制にかかる報告書が、COP6 に提出されることとなった。

(3) 締約国による FCTC の実施を加速し、たばこ産業からの影響を排除するよう努力すること、関連機関と協力することなどを盛り込んだ「ソウル宣言」が採択された。

(4) 次回 COP6 はロシア・モスクワで開催されることが決定された。

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約締約国会議の経緯

開催地	成果	議長国(副議長国)	日本政府代表団
第1回 2006年2月6日-17日 スイス連邦・ジュネーブ	締結国会議の開催頻度や票決方式、オブザーバー等の手続規則、条約事務局の設置及び機能の決定など	チリ共和国 (南アフリカ共和国、タイ王国、中華人民共和国、イラン・イスラム共和国、オーストリア共和国)	○ジュネーブ代表部大使 外務省 ジュネーブ代表部 (ジュネーブ代表部、厚生労働省、財務省、外務省)
第2回 2007年6月30日-7月6日 タイ王国・バンコク	「たばこの煙に晒されることからの保護に関する指針」の採択、議定書及び各指針策定のスケジュールやワーキンググループの設置など		○在タイ日本大使館特命全権大使 在タイ日本大使館 厚生労働省 (在タイ日本大使館、厚生労働省、財務省、外務省、保健医療科学院)
第3回 2008年11月17日-22日 南アフリカ共和国・ダーバン	「たばこ産業の利益からの公衆衛生政策の擁護に関する指針」、「たばこ製品の包装及びラベルに関する指針」、「たばこの広告、販売促進と後援に関する指針」の採択など	タイ王国 (ウルグアイ東方共和国、南アフリカ共和国、ニュージーランド、カタール国、オーストリア共和国)	○在南アフリカ日本大使館公使 厚生労働省 財務省 外務省 在南アフリカ日本大使館 国立がんセンター
第4回 2010年11月15日-20日 ウルグアイ東方共和国 ・プンタデルエステ	「たばこ製品の含有物と情報公開に係る規制に関する暫定指針」「教育、情報伝達、訓練と普及啓発に関する指針」、「たばこ依存と禁煙に係る需要減少施策に関する指針」の採択など	南アフリカ共和国 (ペルー共和国、パラオ共和国、サウジアラビア王国、バングラデシュ人民共和国、オランダ王国)	○外務省補佐 厚生労働省 財務省 国立がん研究センター
第5回 2012年11月12日-17日 大韓民国・ソウル	「たばこ製品の不法取引廃絶のための議定書」、「たばこ製品の含有物と情報公開に係る規制に関する暫定指針」の採択など	ウルグアイ東方共和国 (マリ共和国、パラオ共和国、ジブチ共和国、ブータン王国、オランダ王国)	○外務省補佐 厚生労働省 財務省 消防庁
第6回(予定) 2014年又は2015年 ロシア連邦・モスクワ			

たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約の概要について

平成 24 年 12 月 19 日

厚生労働省健康局がん対策・健康増進課

経緯

- 平成15年5月 WHO総会において、たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約（たばこ規制枠組条約）が、原案のとおり、全会一致により採択された。
- 平成16年 3月 9日 閣議決定（署名、国会提出）
3月 9日 署名（98番目）
5月19日 国会承認
6月 8日 閣議決定（同日受諾書を国連事務総長に寄託）
- 平成17年 2月 2日 公布及び告示（条約第3号及び外務省告示第68号）
平成17年 2月27日 条約の効力発生
- 平成18年 2月 6日- 2月17日 第1回締約国会議
平成19年 6月30日- 7月 6日 第2回締約国会議
平成20年11月17日-11月22日 第3回締約国会議
平成22年11月15日-11月20日 第4回締約国会議
平成24年11月12日-11月17日 第5回締約国会議
（平成24年8月現在175カ国が批准）

条約の概要

1. 条約の目的（第3条）

たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが健康、社会、環境及び経済に及ぼす破壊的な影響から現在及び将来の世代を保護する

2. 主要な条文

- ※第5条3項: たばこ規制に関する公衆衛生政策のたばこ産業からの保護
- 第6条: たばこの需要を減少させるための価格と課税に係る措置
- ※第8条: たばこの煙にさらされることからの保護
- ※第9条: たばこ製品の含有物に関する規制
- ※第10条: たばこ製品についての情報の開示に関する規制
- ※第11条: たばこ製品の包装及びラベル
- ※第12条: 教育、情報の伝達、訓練及び啓発
- ※第13条: たばこの広告、販売促進及び後援
- ※第14条: たばこへの依存とたばこの使用中止についてのたばこ需要減少に関する措置
- ※第15条: たばこ製品の不法取引
- ※第16条: 未成年者への及び未成年者による販売
- 第17条: 経済的に実行可能な代替活動に対する支援の提供
- 第18条: 環境及び人の健康の保護
- 第19条: 責任

※締約国会議において議定書や指針が作成されているもの